



過積載 禁止

- 過積載
- しない
 - させない
 - 頼まない

11月は「過積載絶滅運動月間」です。

「過積載 しない させない 頼まない」

■運転者の方へ

過積載運行により事故を起こすと、会社が処分されるだけでなく、民事訴訟においては運転者に対しても賠償責任が生じることとなります。

●運転者に対する措置（道路交通法）

1. 自動車検査証の提示、重量測定受認義務
2. 過積載を解消するための応急措置
→積荷の現場取り下ろし、警察官による通行指示
3. 違反点数及び反則金

超過割合	大型車		普通車	
5割未満	2点	3万円	1点	2万5千円
5割以上10割未満	3点	4万円	2点	3万円
10割以上	6点	※罰則適用	3点	3万5千円

※6点は免許停止、罰則は6ヶ月以下の懲役又は10万円以下の罰金



適正重量荷物で焦らず、ゆっくり安全運転をしましょう。

大分県過積載防止対策連絡会議

大分県／大分県警察本部／九州地方整備局大分河川国道事務所・佐伯河川国道事務所／九州運輸局大分運輸支局／西日本高速道路(株)大分高速道路事務所／社団法人大分県自家用自動車協会／社団法人大分県トラック協会

■事業者の方へ

過積載運行は事業許可の取消につながり、荷主、従業員との信頼関係や社会的信用を失うこととなります。

● 自動車の使用者に対する主な処分（道路交通法）

1. 過積載車両に係る公安委員会による指示

公安委員会は、車両の運行管理の改善を図るため、自動車の使用者に対し過積載を防止するため、必要な措置をとることを指示します。

2. 過積載運転に係る自動車の使用制限処分

公安委員会は、自動車の使用者に対し、3ヶ月を超えない範囲以内で自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずることとなります。

3. 罰 則

(1) 自動車の使用制限命令違反（上記2の命令に違反した場合）

3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

(2) 自動車の使用制限に関する標章を破損し、汚損し又は取り除いた場合

2万円以下の罰金又は科料

(3) 過積載を下命・容認した場合

6ヶ月以下の懲役又は10万円以下の罰金

●トラック運送事業者に対する処分基準（貨物自動車運送事業法）

以下の表の基準により、車両停止処分が行われます。

◆違反の回数と日車数

過積載による運送の引き受け	初 回	2回目	3回目以降
過積載の程度が5割未満のもの	10日車	30日車	60日車
過積載の程度が5割以上10割未満のもの	20日車	50日車	100日車
過積載の程度が10割以上のもの	30日車	80日車	160日車

(注) それぞれの日車数に違反車両数を乗じて処分日車数が決定されます。

◆処分の回数とその内容

初 回	2回目	3回目	4回目	5回目
車両停止	車両停止	車両停止	車両停止	許可 取消
—	—	輸送の安全確保命令	輸送の安全確保命令	
—	—	—	特別監査	



- ◎ 悪質な場合は事業許可の取消処分が行われることもあります。
- ◎ さらに運行管理者の資格も取り消されます。

運行管理者資格者証の返納を命じられた者は、一定期間運行管理者資格者証の交付を受けることができなくなり、改めて運行管理者試験に合格する等の資格者証の交付要件を満足しないと運行管理者になることができません。